人 権 方 針

当社は、経営理念に基づき、お客さま・全役職員をはじめ、あらゆるステークホルダーの人権を尊重します。

１．国際規範の尊重

当社は、「世界人権宣言」「ビジネスと人権に関する指導原則」「労働における基本原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」等の国際的な人権規範を尊重し、様々な差別を解消するための法律を遵守します

２．適用範囲

本方針は、当社すべての役員および従業員に適用されます。また、お客さまやお取引先様を含む全てのステークホルダーに対しても趣旨のご理解・ご支持を賜り、一体となって人権を尊重した企業活動を行うことを求めてまいります。

３．役職員に対して

当社は、人種、国籍、出身地、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、信条、宗教、健康状態等を理由としたあらゆる差別やハラスメント行為を排除し、強制労働を容認しません。また、すべての役職員の人権を尊重し、長時間労働の抑制、適正な労働賃金の支払いに努めるとともに、法令に基づく従業員の結社の自由および団体交渉権を尊重します。

４．お客さまに対して

当社は、お客さまのプライバシーを保護・尊重し、商品・サービスの提供にあたり差別的な扱いがないよう努め、お客さまと共に人権課題解決に取組んでまいります。

５．サプライヤー（取引業者）に対して

当社は、サプライヤーに対しても、人権を尊重し、侵害しないことを求めていきます。サプライヤーにおいて人権侵害が発生している場合は、当社として適切に対応するとともに、サプライヤーにも適切な対応をとるよう働きかけます。

６．教育・啓発活動

当社は、人権に関する正しい理解と認識を深めるため、人権問題に関する教育を継続的に実施します。

７．救済

当社では人権に関する相談枠組みを構築しており、人権に対する負の影響を引き起こした、またはこれに関与したことが明らかになった場合には、適切な手段によりその救済に努めます。また、役職員に対して差別・ハラスメント行為等の人権侵害等に対する内部通報窓口を設け、適切に対応を行っております。

８．ステークホルダーとの対話

当社はステークホルダーとの対話を継続的に行うことで、人権に関する潜在的なリスクや課題を的確に把握し、取組の改善・向上に努めます。

常盤商事株式会社

制定日：令和８年１０月１日